

千葉県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金  
(小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援)  
に関する Q&A

Q 1 事業を実施する場合、事業実施期間は、いつからいつまでになるのか。

A 1 事業実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までとなります。事業実施期間中であれば、募集開始日（令和 8 年 4 月 15 日）よりも前に着手、契約及び実施した事業についても補助対象となります。

Q 2 事業の補助対象経費は、どのようなものか。

A 2 以下の要件に該当する小規模法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費を補助するものです。

[要件]

- (1) 1 法人あたり 1 の訪問介護事業所等を運営する法人
- (2) 運営する訪問介護事業所等の月延べ訪問回数が概ね 200 回以下（※）である法人
- (3) 運営する訪問介護事業所等の職員数が常勤換算方法で平均 5 人以下の法人
- (4) 運営する訪問介護事業所等が全て中山間地域等に所在する法人

※ 事業実施年度又はその前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね 200 回以下である場合。なお、「概ね 200 回」は 400 回程度を想定している。

[具体的取組の例]

- ・人材育成に係る取組（業務継続計画や衛生管理、虐待防止等に係る合同研修の実施等）
- ・事務処理部門の集約、外部化（人事管理、請求業務等の専任職員の雇用等）
- ・人材確保に係る取組（一括して行う人材募集・採用活動（合同説明会等）、職場の魅力発信等）
- ・従業員の職場定着に係る取組（一括して行う健康診断、ストレスチェック等）
- ・業務システムの共通化（人事管理、請求業務等）
- ・協働化等に合わせて行う ICT インフラの整備
- ・物品調達の合理化のための共同購入の取組

Q 3 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援を申請する場合、事業者グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要があるか。

A 3 申請にあたっては、事業者グループの中から代表となる法人（以下「グループ代表」という。）を定めた上で、グループ代表が申請を行うこととし、事業者グループ全体に対する補助金をグループ代表が受けることとなります。

Q 4 申請は、各事業所単位で行うのか。

A 4 交付申請や実績報告等の手続は、法人単位とし、代表法人が申請を行うようお願いいたします。なお、Q 6 のとおり、交付申請を行う前に県へ事前協議を行うようお願いいたします。

Q 5 事業者グループの代表法人の所在地が千葉県外でも対象となるのか。

A 5 所定の要件に該当する法人が事業者グループに含まれていれば、対象となります。

Q 6 補助金の交付を希望する場合、交付申請を行えば、すべて審査の対象となるのか。

A 6 交付対象団体は1事業者グループを予定しています。そのため、交付を希望する場合は、交付申請の前に所定の書類を添付の上、グループ代表から県へ事前協議を行っていただくこととなります。事前協議の結果、県から内示があった場合にグループ代表から交付申請を行っていただくこととなります。

Q 7 交付対象が1事業者グループとのことだが、複数の事業者グループから交付の希望があった場合、どのような基準で選定するのか。

A 7 複数の事業者グループから県へ事前協議があった場合、事業効果や実現可能性等のほか、次の事項を総合的に考慮し、優先順位を決定の上、選定を行います。選定された1グループに対し、県から内示を行います。

ア 所定の要件に該当する訪問介護事業所等が、同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）に該当していないこと。

イ 中山間地域等に所在していること。

ウ 所定の要件に該当する訪問介護事業所等の月延べ訪問回数が概ね 200 回以下（※）であること。

エ 所定の要件に該当する訪問介護事業所等の常勤換算職員数が平均 5 人以下であること。

オ 他の都道府県等において、同事業の交付決定を受けていないこと。

※ 事業実施年度又はその前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね 200 回以下である場合。なお、「概ね 200 回」は 400 回程度を想定している。

Q 8 経験年数が少ない訪問介護員等への同行支援と小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援の両方の事業を実施することは可能か。

A 8 同一の法人が両方の事業を実施することは可能です。ただし、それぞれの事業毎の補助基準額以内での交付となります。補助基準額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。

Q 9 中山間地域等とはどこか。

A 9 中山間地域等とは、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）の第 1 号に定める地域をいいます。参考に「事業

計画書 別紙2-1 (同行支援)」のエクセルに一覧を記載していますので御活用ください。